

令和3年第3回（8月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

令和3年第3回（8月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 令和3年8月5日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
8	5	木	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、管理者総括説明、議案上程、説明、審議、採決、一般質問、閉会

4 付議事件表

議 案 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期決定の件	8月5日	8月5日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	8月5日	永尾典嗣君 福田美子君 指 名
		管理者総括説明について	8月5日	
議 案 号 第 6 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	8月5日	原 案 可 決
議 案 号 第 7 号	本会議	令和2年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について	8月5日	認 定

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月 日	質 問 者		質 問 要 旨	ページ
8月5日	岩 竹 洋 一 議 員	1	<p>1 民間救命ステーションの現在の取組み状況と今後の活用について</p> <p>(1) 救命率の向上のためには共助の力が必要であると思われるため、民間救命ステーションの積極的な活用について問う。</p> <p>(2) 民間救命ステーションであることのステッカーを事業所の目につく位置に添付することで、事業所、消防本部双方の取組みを市民にアピールでき、共助の意識を高めることができないか問う。</p>	2 1
	山 北 正 久 議 員	1	<p>1 救急車の出動状況と適正利用について</p> <p>(1) 地球温暖化による気候変動の影響から、国内において夏場は年毎に気温が上昇傾向にあることから、猛暑による影響と急速な高齢化が相まって、熱中症患者が続出し救急車の出動件数が増加傾向にあると承知しているが、圏内における状況は如何なものか。</p> <p>(2) 全国的に救急車の出動回数が増加傾向にある中で、タクシー代わりに利用する等、不適正利用の事例が続出していることから、総務省消防庁は救急車の適正利用の推進を図るよう、関係機関に求めているが圏内で利用状況と対策はどうか。</p> <p>2 消防団員の待遇改善及び確保策について 総務省消防庁は、消防団員の出勤手当を「報酬」に見直し、出勤1日当たり8,000円、年額報酬3万6,500円とする基準を全国の自治体に通知し、処遇改善優先度を上げ措置を急ぐように求めている。 また、減少著しい団員の確保策についてはどうか。</p>	2 4

○ 出席議員（15名）

1番 岩竹洋一君
2番 谷澤和浩君
3番 永尾典嗣君
4番 福田美子君
5番 田川伸隆君
6番 松尾義光君
7番 中野太陽君
8番 山北正久君
9番 野島進吾君
10番 松尾祥秀君
11番 竹森学君
12番 坂本弘樹君
13番 松尾文昭君
14番 村崎浩史君
15番 林田直記君

○ 欠席議員（なし）

○ 説明のため出席したもの

管理者 大久保潔重君
副管理者 園田裕史君
副管理者 金澤秀三郎君
監査委員 梅林弘幸君
事務局長 北島淳二君
消防長 城下和美君
次長兼諫早消防署長 富岡正英君
次長 田方章君
総務課長 山口敏之君
消防総務課長 溝口康二君
大村消防署長 一瀬修君
小浜消防署長 橋本憲和君

○ 議会関係出席者

書記長 山口敏之君
書記 三丸大作君

午前 10 時開会

○議長（林田直記君）

皆さま、おはようございます。

ただいまから、令和 3 年第 3 回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

○議長（林田直記君）

それでは、議事に入ります。

日程第 1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、会期は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第 2 条により準用する諫早市議会会議規則第 87 条により、今期定例会の会議録署名議員に、3 番 永尾典嗣議員、4 番 福田美子議員、以上 2 名を指名いたします。

○議長（林田直記君）

次に、日程第 3、総括的に管理者の説明を求めます。

○管理者（大久保潔重君）

おはようございます。本日ここに、令和 3 年第 3 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックにより開催が 1 年延期されておりました「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」も開幕し、連日、日本選手の活躍が報告をされております。

大会開催については、様々な御意見がありましたが、大会最終日を無事に迎えることを祈念しております。

さて、組合におきましては、「常備消防及び救急業務」、「不燃物の処理業務」を適正に遂行し、圏域住民の皆様の安全安心と環境衛生の向上に努めております。

火災及び救急の概況につきましては、6月の臨時会で令和2年版消防年報をお配りしておりますが、火災件数は令和元年より18件少ない60件と、組合発足以来、最も少ない火災件数となっております。

救急出動件数につきましては、令和元年より1,234件少ない10,089件となっております。

これは、全国的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症拡大による市民の皆さまの生活様式の変化が影響しているものと考えられます。

昨年は梅雨前線による豪雨被害が各地で発生をいたしました。今年は幸いにも本組合圏域におきましては、大きな災害や人的被害が発生することなく、梅雨明けを迎えたところでございます。今後、台風シーズンを迎えますが、十分に警戒をしてまいりたいと思っております。

今年の熱中症による救急搬送の状況につきましては、梅雨明けが早かったこともあり、搬送者数が昨年よりも多くなっております。

今年度から熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に注意喚起を促す「熱中症警戒アラート」が全国的に運用開始をされました。このような情報も活用しながら、「新しい生活様式」による熱中症予防にもこれまで以上に心掛ける必要があると考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内を襲った4度の波は押し寄せるたびにその大きさを増し、依然として収束の兆しを見せておりません。

このような中、圏域各市におきましては、住民への早期のワクチン接種の完了に向け取り組まれております。

しかしながら、大都市を中心に強い感染力も持つ変異ウイルスに置き換わるとともに、全国的に感染が拡大しており、本県におきましても先月30日に感染段階をステージ3に引き上げられ、感染防止対策の強化が呼びかけられているところであります。

当組合職員の感染症予防対策についてであります。救急隊員は医療従事者と同様、先行的なワクチン接種の対象とされており、205名が2回目の接種を完了しており、7月31日現在で消防署員全体の85パーセントが2回目のワクチン接種を終えたところであります。感染拡大の状況は予断を許さない状況にありますので、これまで以上に隊員の感染防止と健康管理を図るとともに、救急車の消毒など、衛生管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、地域から搬入されます不燃性廃棄物の厳正な分別とリサイクル率の向上に努めております。

新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、昨年から実施しております直接搬入時の事前予約制も市民の皆様に浸透し、搬入時の密を避ける取り組みができています。今後とも、両市との連携に努め、事業を推進していきたいと考えております。

組合の長年の懸案事項でありました小浜消防署の建て替え建設用地につきましては、7月26日付で雲仙市から小浜消防署建て替えに伴う用地選定について、雲仙市小浜町マリーナ1番地との報告がっております。

組合としまして、新庁舎の建設に向けて準備を進めてまいります。

今期定例会に提出しております各議案につきましては、事務局長から説明をいたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、私からの総括説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（林田直記君）

次に、日程第4、議案第6号「県央地域広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

皆さん、おはようございます。

議案第6号「県央地域広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について、御説明いたします。

本案は、地方自治法の一部改正により、普通地方公共団体は条例で普通地方公共団体の長等の当該団体に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることができることとされたことに伴い、本組合における管理者等の損害賠償責任の一部免責に関し必要な事項を定めるものでございます。

添付しております議案第6号資料を御覧ください。

まず、今回の条例提案に至った背景でございますが、住民訴訟制度の対象となります管理者、職員等の損害賠償については、軽過失の場合であっても、個人責任といたしましては多額な責任を追及されることがあることから、職務遂行の萎縮を招く懸念が指摘されておりました。

このような中、地方自治法が改正され、普通地方公共団体は当該損害賠償について、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で条例で定める額を控除して得た額を

免責する旨を定めることができることとされたことから、本組合におきましても管理者等の組合に対する損害賠償責任の一部免責に関しまして、必要な事項を定めるものでございます。

次に、条例の主な内容について、条を追って御説明申し上げます。

第1条は、条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、管理者等の組合に対する損害賠償責任について、管理者等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その職責に応じて損害賠償責任額の一部を免責させる旨を定めるものでございます。

職責の区分及び乗数については、記載のとおりでございます。

また、乗数の設定につきましては、地方自治法施行令で定める基準と同様としております。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行することとするものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第6号、「県央地域広域市町村圏組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、議案第6号は原案どおり可決されました。

次に、日程第5、議案第7号「令和2年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（北島淳二君）

議案第7号「令和2年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」御説明申し上げます。

本案は地方自治法第233条第3項の規定によりまして、別冊で配布しておりますとおり、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書及び付属資料によりまして、令和2年度歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、決算書の1ページ、2ページをお開きください。一般会計歳入歳出決算総括表でございます。

予算現額34億6,353万2,000円に対しまして、歳入決算額が35億3,860万3,271円、歳出決算額が33億5,644万9,533円で、歳入歳出差引額は1億8,215万3,738円となっております。

予算現額に対します歳入決算額の割合は102.2%、歳出決算額の執行率は、96.9%でございます。

次に、歳入歳出予算に係る歳計現金等の保管状況について御報告いたします。

決算書の5ページ、6ページをお開きください。

5款 財産収入を御覧ください。

財産であります基金の運用につきましては、定期預金として保管運用し、運用利率は前年度と同じ0.01%で、利子額は、14万5,328円となっております。

8款 諸収入の欄を御覧ください。

歳計現金は、普通預金として保管運用を行っておりまして、利子額は6,679円でございます。

11ページ、12ページをお開きください。

歳入歳出の詳細につきまして御説明申し上げます。

はじめに、歳入でございます。

1款 分担金及び負担金は、予算現額30億4,408万4千円に対して、調定額・収入済額共に30億4,408万5,021円となっております。

補正内容としましては、6節 高速国道救急業務特別負担金の額の確定によるもので、493万1千円を減額補正しております。

節ごとに御説明申し上げます。

1節 総務負担金4,187万1千円は、管理経費の議会費・総務管理費・監査委員費の財源としての負担金でございます。構成3市の負担金は、必要経費総額を衛生費と消防費の事業費の割合で案分し、それぞれに均等割20%、

人口割80%で算出した額を負担していただいております。

次に2節 不燃物処理事業負担金1億6,671万8千円は、不燃物処理施設の管理運営に係る財源としての負担金で、諫早市、雲仙市の2市の人口割で算出しております。

3節 消防費負担金につきましては、12ページの備考欄に記載しております経常経費負担金20億9,350万4千円は、常備消防及び救急業務に要する人件費及び事務費等に係る負担金でございます。

そのほか施設整備基金積立金負担金、退職手当基金積立金負担金、車両整備起債償還金負担金、庁舎建設起債償還金負担金につきましては、共通の必要経費として、職員配置割85%、人口割15%の負担率で各市の負担額を算出しております。

次に5節 起債借入償還金負担金につきましては、構成市で個別に負担していただく償還額で、消防救急無線デジタル化整備に伴います関係各市の消防団車両受令機等の整備負担分と、諫早市につきましては、諫早署のはしご車購入費及び新庁舎の敷地造成費、大村市につきましては、大村署のはしご車購入費に係る償還額でございます。

6節 高速国道救急業務特別負担金につきましては、西日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務の運営に関する支弁金でございます。インターチェンジを有する諫早市と大村市から高速道路会社に請求していただき、両市に納付された支弁金を組合へ納入していただいているものでございます。

8節 市単年度特別負担金は、大村市分は、大村消防署空調機器更新に伴う大村市所有分面積分に係る負担金及び独立行政法人国立病院機構長崎医療センター内にある大村消防署久原分署の賃貸借料に係る負担金、雲仙市分は、小浜消防署はしご車のオーバーホールに係る負担金でございます。

次に2款 使用料及び手数料でございます。

予算現額1,691万8千円に対し、収入済額2,054万9,600円で、約363万円の収入増となっております。

主な要因は、不燃性廃棄物の搬入量の増加に伴い、廃棄物処理手数料が増となったことなどによるものでございます。

次に3款 国庫支出金でございます。

1項 国庫補助金につきましては、当初予算で1,462万8千円を計上しておりましたが、8月定例会において全額を減額補正しております。

2項 国庫負担金は、昨年7月に発生しました熊本豪雨災害現場に派遣した緊急消防援助隊の活動費に対する国庫負担金133万4,248円を収入いたしております。

5款 財産収入は、先ほど御説明した基金の利子でございます。

次に13ページ、14ページをお開きください。

6款 繰入金につきましては、退職手当基金、消防施設整備基金からの繰入金でございます。予算現額2億3,314万8千円に対しまして、調定額・収入済額共に2億3,031万円となっており、職員8人の退職手当及び消防施

設整備等事業の財源として繰入れたものでございます。

次に7款 繰越金は、前年度からの繰越金で、内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

補正につきましては、基金積立金財源として5,500万円、高速国道救急業務負担金の確定に伴う財源更正といたしまして168万7千円の、計5,668万7千円を増額補正しております。

8款 諸収入は、予算現額4,702万1千円に対しまして、調定額6,775万9,705円、収入済額6,759万3,451円で、収入未済額16万6,254円となっております。

8款2項の雑入につきましては、予算現額4,701万5千円に対し、調定額6,775万3,026円、収入済額6,758万6,772円で、2,057万1,772円の収入増となっております。

これは、主に不燃性有価物売却代で見込額3,000万円に対しまして、実績額が5,026万8,456円と、およそ2,000万円以上、上回ったことによるものでございます。

また、収入未済額16万6,254円につきましては、不燃物再生センターで発生したアルミ缶プレス窃盗事件に係る示談による被害弁償金16万6千円と遅延損害金254円でございます。

次に9款 組合債につきましては、予算現額、調定額、収入済額共に同額の6,480万円となっております。

起債対象につきましては、高来分署と愛野分署に配備しました高規格救急自動車でございます。

補正予算は、財源更生に伴うものでございまして、1,400万円の増額補正をしております。

以上、歳入合計は、予算現額34億6,353万2千円に対しまして、収入済額の35億3,860万3,271円となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

決算書15ページ、16ページをお開き下さい。

併せて、別冊の決算説明資料の1ページをお開きください。

はじめに、1款 議会費は、組合議会の運営に係る予算でございます。

予算現額44万6千円に対しまして、支出済額44万5,610円で、執行率は99.9%でございます。

次に2款 総務費でございます。

1項 総務管理費は、組合事務局の運営経費で、職員の人件費及び事務費に係る予算でございます。予算現額4,086万円に対しまして、支出済額3,869万4,225円で、執行率は94.7%でございます。

決算書17ページ、18ページをお開きください。

2項 監査委員費は、監査事務に係る予算で、予算現額58万円に対しまして、支出済額20万2,305円、執行率は34.9%でございます。

なお、執行率が低い理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響

で研修会などの事業が中止となり、旅費や負担金の執行がなかったためでございます。

次に、3款 衛生費は、不燃性廃棄物処理事業に係る予算で、予算現額2億2,094万1千円に対しまして、支出済額2億1,884万5,735円で執行率は99.1%でございます。

不燃性廃棄物の処理事業につきましては、適正な分別処理によってリサイクルを促進することで、有価物の品質向上と埋立処理となる最終残渣の低減に取り組んでおります。

さらに有価物の入札による売却を実施することで収益の向上を図り、関係市からの負担金の低減に努めているところでございます。

補正予算の内容につきましては、施設整備基金に1,000万円を積み立てたところでございます。

次に、19ページ、20ページをお開きください。

4款 消防費は、消防救急業務に係る予算でございます。予算現額27億903万2千円に対しまして、支出済額26億784万9,313円で、執行率は96.3%でございます。

補正予算の内容につきましては、施設整備基金に4,500万円を積み立てたことによる増額補正でございます。

主な不用額につきまして御説明いたします。

1目 消防運営費の2節 給料の1,338万8,360円は、新規採用職員1名及び再任用職員2名が計画より減となったものでございます。

3節 職員手当等の3,034万843円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による各種行事の中止などによる時間外勤務手当、扶養親族の異動による扶養手当、支給割合引下げによる期末手当などに不用額が生じたものでございます。

4節 共済費の不用額1,620万400円につきましては、組合が負担する負担金の率が見込みより低かったことによる執行残でございます。

9節 旅費の不用額523万1,290円につきましては、新型コロナウイルス感染症により各種の会議や研修会等が中止になったことによる執行残でございます。

11節 需用費の不用額1,793万9,318円につきましては、入札執行などによる消耗品費845万955円の執行残、出場件数の減少や各種行事の中止による燃料費395万159円の執行残、光熱水費346万2,407円の執行残が主なものでございます。

12節 役務費の不用額152万60円につきましては、通信運搬費の執行残のほか、絶縁保護具の検査手数料、酸素ボンベ耐圧検査手数料の執行残によるものが主なものでございます。

13節 委託料の不用額531万2,071円につきましては、備考欄に記載の各委託事業費の入札による執行残でございます。

次に、決算書は、23ページ、24ページをお開きください。

19節 負担金補助及び交付金の不用額251万8,363円につきましては、消防学校入校者の減、各種会議、研修会、講習会などの中止による支出減が主な要因でございます。

次に、決算書は、25ページ、26ページをお開きください。

2目 消防施設費でございます。

補正予算の内容につきましては、大村消防署空調機改修や小浜消防署はしご車オーバーホールなどの事業費の入札執行残額387万2千円の減額補正でございます。

不用額の主なものでございますが、11節 需用費の423万9,486円は通信指令関係機器類に係る修繕料の執行残、15節 工事請負費の267万3,600円は大村消防署屋上防水工事の入札による執行残などでございます。

次に、27ページ、28ページをお開きください。

5款 公債費につきましては、予算現額4億9,067万3千円に対しまして、支出済額4億9,041万2,345円でございます。

内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

6款 予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上の歳出合計は、予算現額34億6,353万2千円に対しまして、支出済額33億5,644万9,533円となっております。

次に29ページをお開きください。

「実質収支に関する調書」でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引いた、歳入歳出差引額は、1億8,215万3千円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は同額となるものでございます。

次に、31ページ、32ページをお開きください。

「財産に関する調書」でございます。

公有財産の、土地及び建物につきましては、令和2年度中の増減はあっておりません。

次に、33ページ、34ページをお開きください。

物品につきましては、取得価格が1件100万円以上の物品及び自動車類を記載しております。

33ページは、事務局総務課に係るもので、令和2年度中の増減はあっておりません。

34ページは、消防本部に係るもので、年度中の増減及び配置換えにつきましては、備考欄のとおりでございます。

次に、35ページをお開きください。

基金の現在高につきましては、記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、決算書の説明を終わらせていただきます。

次に、別冊の「令和2年度決算書資料」を御覧ください。

1ページは、「一般会計歳入歳出決算総括表」でございます。

決算書の1ページ、2ページと同じ表でございます。

2 ページは、「一般会計予算決算対比及び前年度比較表」で歳入について款別に前年度との比較を記載しております。

同じく、3 ページは、歳出についての前年度との比較表でございます。

4 ページは、歳入について自主財源と依存財源別の比較表でございます。

同じく、5 ページは、歳出について性質別の比較表でございます。

6 ページは、関係市負担金についての前年度との比較表でございます。

7 ページは、組合債の令和3年度までの償還年次表でございます。

令和2年度末の未償還元金の合計は20億8,406万5,638円でございます。

8 ページは、基金の決算状況表でございます。令和2年度末現在高は14億8,710万3,365円となっております。

9 ページは、不燃物搬入量の過去3年間の実績でございます。

10 ページは、不燃物処理手数料の収納状況でございます。

11 ページは、有価物の過去3年間の売却実績でございます。

12 ページは、消防手数料の収納状況でございます。

13 ページは、令和2年度に実施した普通建設事業費の内訳でございます。

なお、一般的に普通建設事業費は、道路、橋りょう、学校、公民館などの公共施設の新・増設事業に要する経費とされておりますが、ここでは、毎年、組合が県に提出する「地方財政状況調査」と一致するよう、1件100万円以上の機械器具等の購入等も投資的経費として計上しております。

以上で決算書資料の説明を終わらせていただきます。

次に別冊の「主要施策の成果説明書」につきましては、令和2年度に実施した主要施策の推進と成果の概要について記載しております。

同じく別冊の「県央組合決算説明資料」につきましては、予算科目別に事業の概要について記載しております。

主要施策の成果説明書と併せて、御覧いただきたいと存じます。

最後に、「監査委員の審査意見書」を添付いたしておりますが、審査結果につきましては、1 ページに記載のとおりでございます。審査の概要と意見につきましては、2 ページに記載のとおりでございます。

9 ページの「5 むすび」の下から6行目にありますように、本組合の財政運営は、構成市からの負担金に依存していることから、常に費用対効果の視点に立ったコスト意識の徹底を基本として、効率化に努め、創意工夫を重ねるとともに、圏域全体の将来を見据えた、長期的で効果的な運営を継続し、構成市と情報を共有しながら、圏域住民の安全安心と環境衛生の向上に努めてまいりますと存じます。

以上でございますが、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（林田直記君）

これより議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入、歳出、財産に関する調書をそれぞれ区分し、歳出から順次、款を追って質疑に入ります。

質疑は、歳入は全般、歳出は款ごとに3回までとなっておりますので、御了承願います。

なお、質疑の際には、決算書等のページ数をお示してください。

まず、1款、議会費についてです。決算書は15ページ、16ページです。質疑のある方はどうぞ。

○山北正久議員

決算書11ページ、歳入の高速国道救急業務特別負担金は、歳出ではどこに記載してありますか。

○事務局長（北島淳二君）

御質問の高速国道救急業務特別負担金は、高速道路を運営する会社の方からいただく負担金ですので、歳出として出るものではありません。

○山北正久議員

歳出がないということであれば、ETCなども利用していないという理解でよろしいですか。

昨年ぐらいと思うが、高速道路の利用について消防庁が全国的に精査をして、緊急車両の利用については無料化というのを打ち出している。令和3年1月15日あたりで、都道府県に対し消防庁が通達を出しているのは御理解されていますか。

○消防長（城下和美君）

緊急車両が高速道路を運行するときの御質問ですが、救急隊が高速道路を使用するときは救急車に積載しているカードを使って出入りしております。

○山北正久議員

緊急車両の負担はないということですか。

○消防長（城下和美君）

負担はないです。

○議長（林田直記君）

ただ今の山北議員の質問は歳入に関するものと思われます。今は、歳出の1款、議会費についての質疑ですので御理解をお願いします。

議会費について質疑がある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、2款、総務費についてです。決算書は15ページから18ページまでです。質疑がある方はどうぞ。

○福田美子議員

決算書16ページの委託料 職員健康診断委託料ですが、健康財団の方に委託されていると思われますが、もう一つ20ページに職員健診があるんですが、関連して質問してもよろしいでしょうか。

○議長（林田直記君）

どうぞ。

○福田美子議員

20ページにも職員健診委託料というのがありますが、16ページの職員健康診断委託料との違いと、健康財団で一括して行っているのかをお尋ねします。

○消防長（城下和美君）

20ページの職員検診は、消防職員のうち交代制勤務者は年2回、日勤者は年1回の検診を行うようになっており、その費用になります。

○事務局長（北島淳二君）

総務費の委託料につきましては、事務局職員の健診料になります。20ページの方は消防署員の健診料になりまして、中身は同じものであります。

ただ、支出する費目が異なるため区分しております。

委託先につきましては事業団にすべて委託しております。民間会社になります。

○福田美子議員

今の答えからいきますと、消防署員以外の健康診断は健康財団に委託をして、消防署員は別のところということですよ。

それと、職員の健康診断の受診は100%なのかお尋ねします。

○事務局長（北島淳二君）

委託先は同じであります。私の説明が不適切だったと思います。組合の組織体制が事務局の職員と消防本部の職員とに分かれておりまして、事務局分は総務費で支出、その他の職員は消防費からの支出となっております。

また、委託先は財団の方に同じ内容で委託しております。受診につきましては全職員が受診している状況であります。受診率は100%です。

○議長（林田直記君）

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、3款、衛生費についてです。決算書は17ページから20ページまでです。

○福田美子議員

18ページの役務費 残渣溶出試験料について教えてください。

○総務課長（山口敏之君）

残渣溶出試験料につきましては、不燃物再生センターで発生いたしますガラス砂を建設資材等に有効に活用するようにしておりますが、年に1回ガラス砂に有害物質が含まれていないかを検査するための費用でございます。

○議長（林田直記君）

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、4款、消防費についてです。決算書は19ページから26ページまでです。質疑のある方はどうぞ。

○中野太陽議員

決算書の26ページ、備品購入費のところと併せて説明資料の20ページ、資器材管理事務についてお尋ねします。

4年前の2017年の組合議会で、ドローンについて質問をさせていただきました。当時は購入費用が高く、オプションまでつけて600万円ぐらいかかるという説明を受けた記憶があります。

備品購入費の中にいろいろ記載してありますが、今回の決算書の中にドローンの購入が含まれているのか、含まれていないのであれば今後、購入についてどのように考えられているのかお尋ねします。

○消防長（城下和美君）

ドローンにつきましては、皆さんも御承知のとおりあらゆる分野で活用されています。今、議員がお話しされたように4年ほど前からドローンを扱っている業者を呼んでデモをしたり、消防の分野、現場での活用方法などの確認を行いました。

また、購入費用が500万から600万円程することと、操作が難しいこともありましたが、技術の進歩もあり機器の改良等も行われ、現在は100万から200万円の間で推移しております。

今年度は職員を操作の研修に派遣して、来年度あたりから機器の予算計上ができるように検討したいと考えております。

○中野太陽議員

先ほど、操作の件の説明がありましたが、これはオペレーターのことだと思いますが、これは今年度の予算に上がっているんですか。上がっていれば、説明資料の15ページ、警防運営事務での支出になるのでしょうか。

○消防長（城下和美君）

申し訳ありません、現在ドローンは配備しておりませんので今回の決算書には計上されておられません。

○議長（林田直記君）

他にございませんか。

○山北正久議員

決算書 22 ページの庁舎設備等保守点検業務委託の中で、自家用電気工作物保安管理業務委託料、諫早署と大村署のエレベーター保守点検業務委託料ですが、これは随意契約か競争入札なのかお尋ねします。

○消防総務課長（溝口康二君）

お答えします。自家用電気工作物保安管理業務は競争入札、諫早署と大村署のエレベーター保守点検業務につきましては、単独随契で行っております。

○福田美子議員

決算書 26 ページの備品購入費の中の高規格救急車についてですが、現在も新型コロナウイルスの収束が見えないまま長崎県もコロナの感染者数が増えてきている状況にあります。そういった中で救急車に乗られる方の感染防止、環境も整えていかなければならないと思います。

いろいろ調べたところ、アイソレーターという機材がありますが、この機材が今回の高規格救急車に積載されているのかお尋ねします。

あとは、救急車が緊急走行しているにもかかわらず、一般の方が道を譲ってくれないという状況で救急隊の方も苦慮されていると思います。そういった中で、救急隊の活動状況などを示す電光掲示板が救急車の後ろのドアについているのかお尋ねします。

○消防長（城下和美君）

アイソレーターについてお答えします。アイソレーターは感染患者搬送用の密閉式のボックスになりますが、現在、県央消防本部には配備しておりません。

感染者の搬送業務は県の所管業務となっており、離島から搬送されてきた場合も保健所所有の搬送車で搬送することになっております。

救急隊も、疑いのある患者さんに対してはゴーグル、手袋、マスク着用で出場しますので、今のところアイソレーターは予算計上しておりません。

救急車の後部ドアの電光掲示板ですが、3年ほど前から全国的に普及してきています。これは、後部ドアのガラス部分に、例えば交差点であれば「直進」、「右折」、「左折」、現場でいけば「活動中」、「病院選定中」などを掲示するようになっています。

現在は、救急救命士の処置拡大により現場に滞在する時間が長くなっています。これは、医師から指示を仰ぎ、現場で処置を行っているためですが、市民目線でいきますと「なんで早く病院に行かんとやろか」と思われるため、このような掲示板があります。

今回の決算書に記載してあります高来分署、愛野分署の高規格救急車には設定しておりません。今年度、西諫早分署高規格救急車の更新がありますが、緊急性を要し予算計上が可能であれば検討していきたいと思っております。

○福田美子議員

コロナの感染者に対しては保健所が対応されると思いますが、それ以上に患者が増えた場合は消防機関に協力要請が来ると思うんです。そのような事態も考慮して1台若しくは2台でも備品としての準備は大切なことだと思います。

それと掲示板ですが、市民に知らせるといことは大切なことですので、そこはしっかりと強化して対応していただきたいと思っております。

○消防長（城下和美君）

アイソレーターの件につきましても、救急車の電光掲示板につきましても聴覚障害者の方もいらっしゃると思いますので、いろんな状況を踏まえながら検討していきたいと思っております。

○議長（林田直記君）

他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、5款、公債費についてです。決算書は27ページ、28ページです。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、6款、予備費についてです。決算書は27ページ、28ページであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

なければ、次に、歳入全般に対する質疑に入ります。決算書は11ページから14ページまでです。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と言う者あり)

○議長(林田直記君)

なければ、次に、「財産に関する調書」についてです。決算書は31ページから35ページまでです。

(「なし」と言う者あり)

○議長(林田直記君)

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(林田直記君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第7号「令和2年度県央地域広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案どおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(林田直記君)

異議ありませんので、議案第7号は、原案どおり認定されました。
会議を保留し、しばらく休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 開会

○議長(林田直記君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、「組合行政に対する一般質問」にはいります。

この際、議長からお願いをいたします。発言時間につきましては、申し合わせにより、1人につき、答弁を除き20分以内としておりますので御了承ください。

なお、答弁につきましては、質問の趣旨を良くとらえ、簡明、的確に答弁をお願いします。

それでは、岩竹洋一議員

○岩竹洋一議員

皆さん、こんにちは。諫早市議、公明党の岩竹です。本日はよろしくお願いたします。

私の前職が消防職員であったこともありまして、諫早市議会の一般質問でも市の保健部局に向けて救命率の向上について質問いたしました。今日は現場の最前線で頑張っている、県央地域広域市町村圏組合に向けて同様の質問をしていきたいと思ひます。

この中で、聞きなれない言葉や取り組みがあると思ひますので、まずは概要の説明から入っていきます。

今週の初め、月曜日に佐賀方面に向かって車を走らせておりました。その時、諫早市長田町付近で市内向けに高来分署の救急車が走って行きました。おそらく市内の病院に患者さんを搬送していたのだと思ひます。ということは、その間、高来・小長井町方面は救急車の遅れがあると思ひました。

そして、2時間ぐらいたって私が要件を済ませたあと、その帰り道に高来町湯江付近で西諫早分署の救急車が小長井町方面へ走って行きました。西諫早分署が高来方面に来るといふことは約10km市内から郊外に走ってきたことになり、現場到着の遅れが懸念されました。

これは1つの例ですが、猛暑の中、熱中症等で救急件数が毎年この時期は増加しております。救急車の増隊が現実的には厳しい中で、119番通報から救急車の現場到着までに周りにいる人たちがどのような手当てができるかで、傷病者の容態は大きく変化します。

せめて救急車が来るまでの間、居合わせた市民も最低限の救急処置を行い、市民の命を守ろうという意識啓発の取り組み、この問題を少し掘り下げてみますと全国的な問題でありまして、消防庁では検討委員会を設け、平成の初期の頃には市民の応急手当の普及啓発について何度も重要性を訴えてきました。これが具体的に動き始めたのは、資格を有しない市民でも幅広くAEDが使用できるようになった2004年7月頃からとなります。

AEDを使ったことがある方はわかると思ひますが、AEDを開けるとガイダンスが流れて操作説明をしてくれますので誰でも簡単に使うことができます。具体的な例を挙げますと、市町村の取り組みとしましては、救急車の到着の遅れが懸念される自治体の境の地域では、応急手当の重要性を考えてか、時津町においては救急車の到着が遅れる可能性が高い地域にある消防団の詰め所にAEDを置いて、有事の際に備えるという取り組みがされてあります。

県央消防本部にも「民間救命ステーション」という制度があるとお聞きしています。これはAEDを設置している公的施設及び民間の事業所に対して、当該施設の救急事案にとどまらず、付近で発生した救急事案の際に、共に助け合おうといった地域社会に貢献する取り組みだと聞いております。特に県央消防本部においては、ガソリンスタンド等を重点的にこの取り組みを展開されているようで、頼もしく思っております。

この「民間救命ステーション」の取り組みをさらに活性化し、共助の力を育む意識付け、またシステムを強化して救命率の向上、社会復帰率の向上を図られたらと思います。

それでは質問に入ります。この「民間救命ステーション」に登録されてある事業所の数と、今後どうやってこの取り組みを充実させていくのか、例えば年間の目標値を決めて取り組むなど、今後の展望をお聞かせください。

○消防長（城下和美君）

民間救命ステーションの現状と今後の取り組みについて御説明申し上げます。

まず、民間救命ステーションについてですが、県央管内の事業所付近だけが人や急病人が発生した場合に応急救護、救急要請ができる場所として「民間救命ステーション認定証」を交付し、地域社会に貢献してもらうことを目的として取り組んでおります。

県央管内の給油所、旅館、ホテルなど153の事業所に認定書の交付をしております。今後の取り組みといたしましては、民間救命ステーションの目標値などの設定はしておりません。

県央消防本部としましては、まず救命率向上のためにはすぐそばに居合わせた人、バイスタンダーと言いますが、この方々による心肺蘇生法が最も重要であると考えております。

管内では毎年8,000人近くの方が救急講習を受講されております。各署では月4回の普通救命講習、一般救命講習の受付を行っております。

また、119番通報を受けるのが指令課職員ですが、指令課職員16名の内8名が救急救命士の資格を持っておりますので、119番をかけた人に対して容態を聞いたり、応急手当の指導をしています。

今後も民間救命ステーションに認定された各事業所における救命講習の再講習や各構成市と協力しながら応急手当の普及啓発に取り組んでまいりたいと思います。

○岩竹洋一議員

目標値等は特に考えられていないとのことですが、結果的に救命率が上がればいいと思います。コロナ禍で救急講習も昨年、今年とできていない状況ですが、コロナが収まれば救急講習のさらなる拡充を期待しております。

また、消防長が話された口頭指導は指令課の職員が行うものですが、できればその技術の向上も図ってもらえればと思います。

次の質問に入ります。先ほど申しました「民間救命ステーション」の取り組みについては、同様の取り組みを私の前職の長崎市消防局でもやっております。

登録された事業所には玄関等の目につくところに「消太くん」といったクジラをモチーフにしたステッカーを貼って、周囲への周知を図っております。

例えば長崎市内のほとんどの十八親和銀行にはこの「消太くん」のステッカーが貼ってあります。これが社会に貢献しているという、その事業所にとっては一つのPRポイントになっていると思われまます。深い理解のもとに活動されている事業所が多く、運営側の消防としましても良心的な事業所ということで、出初式で表彰を行ったりと、双方が良好な関係のもと取り組みが展開されているようです。

ここで質問します。県央消防本部管内においてもこのような事業所が153箇所あるということですが、このような事業所に対して県央消防本部としてステッカー等、何かしら目に付くものを交付する取り組みをしては如何でしょうか。

先ほどの「消太くん」については、市民からデザインを公募したユニークなロゴマークですが、このような取り組みについてどのように考えられているか問います。

○消防長（城下和美君）

県央管内で153の事業所に交付しているとお話ししましたが、各市に確認したところ公共施設、事業所を含めて多くの場所にAEDが設置してあるとのことでした。また、設置場所には「AED設置」というステッカーも貼ってあります。

あくまで救命率の向上が目的でありますので、民間救命ステーションに対してステッカーの作成がどのくらいのメリットがあるかという検討はしておりませんが、今後各事業所などから要望があれば検討していきたいと考えております。

○議長（林田直記君）

次に、山北正久議員

○山北正久議員

皆さま、お疲れ様でございます。大村市議会の山北正久でございます。

今日、私の胸を見ていただきたいんですが、名札を付けておりますが、管理者の大久保市長と同じものになります。県議会議員におりましたときに、林業振興ということで対馬の方が対馬ヒノキで作っていただいたものです。諫早市長になられても付けていらっしゃるのを見て、大変感激しているところでございます。

私自身、県央組合議会にはずいぶん時間が経過しておりまして、今回またお世話になることになりました。消防行政を取り巻く環境というものは大変な激務であると認識しております。

今日は、3市の市長も管理者、副管理者という立場で御出席され、また各市の議員さんも御出席ですので、私が投げかけたものを持ち帰っていただき、9月の市政一般質問で質問していただけたらと思います。

それでは救急車の出動状況と適正利用について質問します。

先日、県央消防本部の令和3年刊行の消防年報をいただきました。その中の救急救助統計を拝見しました。

全国的に地球温暖化による気候変動の影響から夏場は年毎に気温が上昇傾向にあることから猛暑による影響と、急速な高齢化が相まって、熱中症患者が続出し救急車の出動件数が増加傾向にあると認識しております。この消防年報によりますと、県央管内の出動件数は平成28年は10,792件、伸び率10.4%、平成29年は10,807件、伸び率0.1%、平成30年は11,374件、伸び率5.2%、令和元年になりますと11,323件、伸び率マイナス0.4%、令和2年は10,089件、伸び率マイナス10.9%と考えられないような実績となっております。

全国的にも救急出動件数は増加傾向にあります。常備消防の皆さまには日ごろの訓練等も含めて頑張っておられるなと思います。広域圏内における救急出動件数の実績の要因と、一昨日の新聞で熱中症による7月の搬送者の数が消防庁から発表されておりましたが、今年も多く熱中症患者が出ると予想されておりますので、今後の対応も含めて答弁をお願いいたします。

○消防長（城下和美君）

熱中症患者の搬送についてお答えします。

過去5年間、4月から8月までの熱中症患者の搬送件数を見ますと、平成28年は159件、平成29年が145件、平成30年が224件、令和元年が121件、令和2年は155件となっております。4月から8月の救急件数が

約4, 200件でありますので、全体の救急件数に占める熱中症患者の割合はおよそ2%から4%であります。

また、このうち65歳以上の高齢者の割合が約50%を占めております。熱中症患者の発生件数は、その年の気候状況などによって変動がみられますが、特に梅雨入り梅雨明けが早かった今年は、昨年同時期66件に対して、104件と増加の発生件数となっております。

このような状況から、国としては皆さんも御承知のとおり「熱中症警戒アラート」を公表しておりますので、それに伴って構成3市は防災行政無線や防災メール等で市民に対して熱中症予防対策の広報を実施していただいております。

今後も引き続き、構成各市をはじめとする各関係機関と連携し、熱中症患者の発生件数の抑制を図るよう取り組んでまいりたいと思います。

○山北正久議員

ありがとうございました。救急車の出動件数が減るということは願ったり叶ったりであります。先ほどの話にも合ったように、今年の熱中症患者はさらに増えると予想されます。

今日のニュースでは、日田市が39℃の予想だそうです。昨日は長崎県内、大村市でも相当ひどかったです。そのような状況を踏まえながら業務に取り組んでいただきたいと思います。

次に、救急車の適正利用と不適正利用について質問いたします。

先ほども述べましたように、全国的に救急車の出動件数が増加傾向にある中で、マスコミやテレビ等でここ何年か取り上げられ、消防庁も頭を抱えている問題がタクシー代わりに利用するなどの不適正利用の事例が発生しております。

そこで、総務省消防庁は救急車の適正利用の推進を図るように、都道府県をはじめ関係機関に不適正利用の改善を求める行政指導の通達を出している旨を聞いております。

消防年報を見ますと圏域内では都会と違い、0に近い数字ではなかろうかと思えます。また、搬送患者の傷病程度の内訳を見ますと中等症が一番多いようですが、圏域内における利用状況と対策について伺います。

○消防長（城下和美君）

救急車の不適正利用とその対策についてお答えします。

昨年の県央消防本部管内の救急出場件数は10,089件で6年連続で1万件を超えております。このうち軽症の割合は、過去5年平均で32.6%、救急搬送の必要性が低かった事案は1.6%という状況です。

昨年、全国的には軽症患者の割合が45.5%という状況からすると、県央管内の軽症者の割合は低いと思われまので、救急車の不適正利用が多い状況とは考えておりません。一概に結果が軽症といっても、子供さんの痙攣であったり鼻血が止まらないといった事案、また高齢者の一人暮らしの方は救急車にすがる思いでいらっしゃると思いますので、救急車を呼ぶかどうかの判断に迷ったときには指令課が24時間対応で病院照会等も行っております。また、長崎県においては、子供の急な病気などで心配なときなどは看護師が対処法や応急処置についてのアドバイスを行う小児救急電話センターというのがあります。

国の方では救急安心センター事業という、通称「#7119」というのがありまして、救急車を呼ぶ緊急性があるかどうかの判断を相談する窓口があります。これは全国12の都府県、5つの市で実施されておりまして、長崎県におきましても今年度中に事業の勉強会が開催される予定であります。

救急車は限りある資源ですが、適正利用だけ訴えても私が思うには、県央管内においては「こんな症状で救急車を呼んでいいのだろうか。」、「救急車を呼んだら近所に噂が広まる。」とか「夜中にサイレンを鳴らして救急車が来たら近所に迷惑がかかる。」といった理由から躊躇される方も結構いらっしゃいますので、バランスよく呼びかけていきたいと考えております。

○山北正久議員

消防長の答弁を聞いておりますと、都会性と県民性の違いもあるのかなと思います。おっしゃられるように、救急車を呼ぶことに抵抗がある方も私の近所でもたくさんおられます。「サイレンを鳴らさずに来てください。」という方もおられます。

数値からいきますと、圏域においては不適正利用はほとんどあってないと理解いたします。

それでは次に消防団に関してですが、組合の方から消防団に関することは市の所管ですと言われましたが、消防団の訓練については常備消防と関わりが深く、以前は大村市消防団に指導をいただき、全国大会でも素晴らしい成績をあげておりますので、圏域管内における訓練状況等について答弁をお願いいたします。

○消防長（城下和美君）

消防団員と消防署員の関係は密接でありまして、各市の消防団は各署が担当して定期的に訓練指導を行っております。県央管内の分署は4名配置ですので、救急車が出場しているときに火災等があれば1名での出場になります。ですから、消防団との連携が不可欠となり、密接な関係が必要と考えております。

○山北正久議員

大村市には15分団ありますが、各市においても消防団員の入れ替わりもありますし、新人消防団員の訓練指導など、引き続きお願いしたいと思います。

それでは関連してですが、今日は3市の市長もお見えですので、答弁は必要ありませんが、私の思いを述べさせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（林田直記君）

どうぞ。

○山北正久議員

令和3年4月13日に消防庁から、「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書及び消防庁長官通知が出されております。

この内容は、消防庁は消防団員数が減少していることや災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的とした「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、検討をおこないました。

今般、消防団員の適切な処遇のあり方に関する検討の結果を中間報告として取りまとめましたので公表しますということです。また、この報告書を踏まえ、都道府県知事及び指定都市市長に対し、消防団員の報酬等の基準の策定等について、消防庁長官から通知を出しますということです。

この内容を見ますと、年額報酬は団員で36,500円となっております。これは皆さん御承知のことだと思います。また、出動報酬は1日あたり8,000円を標準とすること、報酬等の団員本人への直接支給を徹底することとなっております。ここが問題だと思うわけです。

全国的に消防団員の数が激減している状況にありまして、総務省消防庁も大きく取り上げ心配しているところだと思います。さらに、団員個人に対し直接支給すべき経費と団・分団の運営に必要な経費、維持管理費等は適切に区分し、各市町村において適切に予算措置すべきであると位置づけております。また、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行することとなっておりますので、この作業を各市でやっておられることと思います。

そこで私が気になりましたことは、見えない予算と言われております消防団員の報酬です。これは2021年4月24日の毎日新聞ですが、消防団員に支給する報酬や手当を団員個人に直接支給していない消防団が約6割に上ること

が政府の調査で明らかになったことから、総務省消防庁はすべての自治体に対し、報酬などを個人に直接支給するよう改めて通知したとあります。

消防庁は昨年末から今年1月にかけて実態調査を実施しまして、消防局、消防本部、一部事務組合など全国1,719団体を対象に聞き取り調査を行い、すべての団体から回答を得ております。その内容は、全団員に手当を直接支給しているのは36%で、約6割は直接支給しておらず、団経由で個人に支給が21.9%、団に支給が22.7%というとんでもない結果が出ております。

大村市長の園田副管理者もいらっしゃいますので、この問題を9月に通告いたしますが、ぜひ諫早市の大久保市長、雲仙市の金澤市長もこのあたりを徹底的に調査していただきたいと思っております。消防団員は自分の仕事を持ちながら団活動をするわけですから、火災や災害発生時には常備消防だけでは足りない、また大規模災害発生時には自衛隊を要請し派遣されてきますが、やっぱり地元の消防団が頼りになるわけです。大村市では昨年の7月に大水害に襲われまして、このときも地元消防団に一番頑張っていたいただきました。このようなことからいかに地元の消防団員が必要かということがわかるわけです。しかし、上の実態がこのようであれば、消防団員になる人もいないでしょう。

団員さんに聞きますと、仕事中でも災害があれば駆けつけているということですから、各市の市長さんもしっかりと状況を調査していただきたいをお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（林田直記君）

山北議員におかれましては、消防団の事務はそれぞれの自治体が所掌していることを十分御承知のうえで、消防団員の確保が年々少なくなっているということで、これが消防行政、常備消防とも関連があるという意味で今の質問をされたことと理解しておりますので、お許しを願いたいと思っております。

これをもって「組合行政に対する一般質問」を終結いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（林田直記君）

異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、令和3年第3回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

午前 11時39分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議 長 林 田 直 記

会議録署名議員 永 尾 典 嗣

会議録署名議員 福 田 美 子
